

第25回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年6月30日（金）
9時24分から11時13分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・平部勇一委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 蛭原次長・水元・日高・藏富

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:24	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第25回日南市農業委員会総会を開会いたします。11番池田陽子委員と南郷地区農地利用最適化推進委員の平部勇一委員につきましては、所用のため途中からの出席になるとの連絡が来ております。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に12番歌津芳秋委員、13番井上英明委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました9件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から3番、7番、9番は経営規模拡大のため、受付番号4番から6番、8番は新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は、一般個人住宅用地のため、受付番号2番は植林のためとなっております。 次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました10件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が8件で、受付番号1番、2番、6番、10番は植林のため、受付番号3番、4番は一般個人住宅用地のため、受付番号5番は一般個人駐車場及び倉庫用地ため、受付番号7番は分譲住宅用地のためとなっております。使用貸借権設定が2件で、受付番号8番は一般個人住宅用地のため、受付番号9番は、作業場及び資材置場用地のための一時転用となっております。 次に、総会資料4ページから5ページです。議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、2件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が2件となっております。 次に、総会資料6ページから9ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、10件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、

10:10	事務局	中間管理権設定が10件で、受付番号1番から8番、10番は賃借権設定となっております。受付番号9番につきましては、賃借料が発生しない使用貸借で、貸付者の遊休農地への懸念から無償の利用権設定となっております。 次に、総会資料10ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものです。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	議 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について9件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	6番金丸です。受付番号1番について説明します。6月27日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しました。申請地は、酒谷5区永野地区に広がる茶畑の一面です。譲渡人の依頼で今回の申請となったようです。譲受人は、この土地で茶を生産販売する専業農家で、以前より申請地を管理しています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17 番山本です。受付番号 2 番について説明します。6 月 24 日、譲受人に聞き取り調査しました。申請地は吾田地区西弁分後河内です。後河内公民館から北東に 50m から 100m の所に 2 ヶ所あります。譲渡人と譲受人は、兄弟です。宮崎市在住の兄は、市内で管理が出来る弟に譲るとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
井 上	はい、1 番井上です。受付番号 3 番について説明します。6 月 24 日、譲渡人、譲受人双方立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区上隈谷で、上隈谷公民館から広域農道を楠原方面へ約 700m 向い、大木戸バス停から左手へ約 200m 進んだ譲受人の自宅の隣の畑です。譲渡人は、会社員で米を作付けしていますが、労力不足により規模縮小したく譲受人に相談したとのことでした。譲受人は、自宅に隣接しており耕作に便利で規模拡大する意思と一致し、今回の申請となりました。取得後は露地野菜を作付けするそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 4 番について説明します。6 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区平山で、旧特別養護老人ホームの近くです。この案件は 6 月 20 日に、事務局の日高氏、行政書士、譲受人、私で立ち会い現地調査しております。現況は柿や桃が植栽されており、今後も畑として管理していきたいとのことでした。譲受人は申請地の近くに居住しており、毎日管理でき今後は肥培管理していくとのことでした。譲渡人には 6 月 23 日確認し、自宅から遠方である事や高齢であることから売買することとしたそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 5 番について説明します。6 月 25 日、譲受人と連絡を取り現地調査しました。申請地は東郷地区松永で、松永交差点から東郷橋方向へ向かったところにある水田 3, 100 m²と中島地区にある畑 4 m²の 2 ヶ所の農地です。譲渡人は数年前から宮崎に居住し離

平 方	農しており、譲受人に所有権を移したいとのことです。田と畑ですが、畑の方は、びわと柿が植栽されており今後も管理していくとのことです。この件は、以前に2回の申請と取り下げを行っています。1回目は5反要件での取り下げ、2回目は申請筆が誤っていたことによる取り下げです。確実に取得後の農地管理が行うよう指導しました。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15番谷元です。受付番号6番について説明します。この案件は、申請後事務局の日高氏より連絡を受け、譲受人立ち会いのもと現地確認し、譲受人の取得後の計画を確認しました。譲受人は移住者で譲渡人の住宅を購入し居住されています。併せて住宅に隣接している農地も取得し利用されるとのことです。現況は、栗の木が植栽されていますが、今後は果樹を植栽予定です。確認要件について満たされています。申請地は北郷町郷之原で、郷之原神社に隣接しています。譲渡人は県外に居住されており離農されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号7番について説明します。6月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は北郷町大藤で、老人福祉施設周辺の田12筆、畑1筆です。譲渡人と譲受人は、祖父と孫の関係です。譲渡人は高齢のため譲受人に譲られるそうです。譲受人は畜産農家で経営規模拡大されるそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号8番について説明します。申請地は北郷町大藤です。この案件は下限面積撤廃によるもので、譲受人は事業をされている方で、譲受人の自宅に隣接する農地を私道も含めて購入されるとのことです。取得後は果樹等を植栽して管理していくとのことです。譲渡人は市外に在住されており、親戚の方が管理されていましたが、亡くなられて管理する人もいない為今回手放されるとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

10 : 25	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 9 番について説明します。6 月 24 日譲受人に、6 月 26 日に譲渡人の代理人に電話確認しております。申請地は南郷町脇本で、潟上小学校手前 400m の右側にある水田です。現在、早期水稻が植栽されております。譲渡人は高齢で県外在住であるため今回手放されるとのことです。譲受人は、ハウスきゅうり、水稻を栽培される専業農家です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	会 長	私から一つ質問です。受付番号 5 番についてですが、これは譲受人とは違う人が耕作するような話と理解しましたが、本来は取得した人が 1 年 1 耕作しなければならないとなっております。そこはどうなっているのか事務局説明をお願いします。
	事務局	はい、申請地は現在、別の方が水稻を作付けされています。現段階では、稲の育成途中ですので、現段階で譲受人が耕作することはできません。来年度以降譲受人が水稻も含めて耕作するという事で伺っております。
	会 長	はい、わかりました。現在作付けしている分は現管理者が管理し、その後は、譲受人が耕作するということですね。そうしないと農地法の趣旨からしてもおかしいと思います。1 年 1 耕作すること、そういう指導はしていただきたいと思います。
	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。受付番号 5 番につきましては、再度よろしく願います。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	高 橋	はい、14 番高橋です。受付番号 1 番について説明します。6 月 24 日、申請人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は宮浦地区内で、70 年から 80 年程前から宅地として使用しているものです。申請者が今回、祖父と父親名義の変更手続きする際地目が畑

10 : 28	高 橋	であることが判明した案件です。周囲に農地はなく問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 2 番について説明します。6 月 25 日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷地区北河内で、三ツ岩飫肥杉学術参考林近くの山林です。県道都城北郷線の入り口から約 200m 進んだ県道沿いになります。平成 4 年までは露地野菜を栽培しておりましたが、鳥獣被害が著しく、周囲の山林の成長とともに日照不足となり杉を植林したそうです。今回高齢により不動産の処分を進めていたところ転用許可を取らずに植林していたことが判明し申請となったようです。周囲はすべて山林で農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	高 橋	はい、議長。14 番高橋です。
	議 長	はい、14 番 高橋委員。
	高 橋	はい、先ほどの受付番号 1 番につきまして、始末書は添付されています。
	議 長	はい、わかりました。他に質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、10 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について説明します。6 月 24 日、6 月 27 日、譲渡人と譲受人双方に電話確認し、6 月 27 日、現地調査しました。譲渡人は県外在住で、譲受人は市内で林業を営んでいます。申請地は南平時任線を都城方面へ左手の愛宕神社から南側の山の頂上へ向かって 300m 程登った所になります。譲渡人は県外在住で令和 3 年に相続しましたが、当時から植林されて

		おり、名義変更の際に申請地が農地と判明したため今回の申請となりました。譲受人は、今後植林し山林として適正管理していくとのことです。周辺の山林を含め伐採済みです。周囲は山林に囲まれており、影響を与える農地はなく問題ないと思います。始末書も添付されております。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長		続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
三 賢		はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 2 番について説明します。6 月 25 日、現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で永吉交差点から県道を約 300m 吉野方面へ進み山本橋手前を右折し 2 km 程進んだ道路の両側に位置する農地です。周囲は山林です。譲渡人は離農しています。譲渡人から家の解体と隣地の購入を依頼され今回の申請となりました。譲渡人は素材生産業者で、申請地には今後杉を植林し山林として管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長		続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
平 賀		はい、18 番平賀です。受付番号 3 番について説明します。6 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、代理人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人は市外に居住しており農地の管理が出来なため売却したいとのことです。譲受人は、現在県外に居住していますが、8 月に家族 4 人で移住する計画で宅地として申請を行うものです。申請地は、星倉四丁目仮屋講地区で、国道 222 号線沿いの星倉四丁目の信号機より市道を西へ約 50m 進んだ左手です。農地の周辺は住宅地となっております。建築にあたっては、隣接地との境界にはブロック塀を設置し、雨水は道路の側溝に排出します。下水及び生活雑排水は日南市公共下水道に接続します。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長		続きまして、受付番号 4 番から 6 番について、担当委員より報告願います。
山 本		はい、17 番山本です。まず受付番号 4 番について説明します。6 月 24 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、現地調査しました。申請地は、戸高三丁目で、農産物直売所の北側 100m の所です。譲受人は、現在家族 4 人でアパートに居住していますが、将来の安定した住生活のため住宅を建てる計画です。建築にあたっては、隣接地との境界にはブロック塀を設置し、雨水は市道の側溝に排出します。下水及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し市道に排出する計画です。問題ないと思います。

山 本	次に受付番号 5 番について説明します。6 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、現地調査しました。申請地は戸高四丁目で、建材店の道路越しの北側隣です。申請地は譲受人の居宅前に隣接しており、子供の成長とともに手狭となり、駐車場、多目的スペース、倉庫などを作る計画です。雨水は道路側溝に流します。周囲に農地はありません。問題ないと思います。 次に受付番号 6 番について説明します。6 月 26 日、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は西弁分後河内です。後河内公民館より北へ約 500m の山裾になります。以前譲渡人が原形変更で水田を埋め立てた場所になります。譲受人は杉を植林して管理するとのことです。周囲に農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号 7 番について説明します。6 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、現地調査しました。申請地は、上平野町三丁目で、うどん屋の隣になります。譲受人は、3 区画の分譲地を作りたいとのことです。隣接地との境界 3 方には既にブロック塀が設置されています。雨水は配水管を設置し市道の側溝に排出します。周囲に農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 8 番について説明します。6 月 24 日、貸付人、借受人に立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区風田で、国道 220 号線沿いの県立くろしお支援学校の校門の斜め前になります。現在は、家族 4 人で近くの借家住まいですが家賃が高く自宅を建築することにしたそうです。申請地は義父の所有で、無償で借りるとのことです。隣接地との境界にはブロック塀を設置します。下水、生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、雨水は枡を設置し道路側溝に排出します。土砂の流出防止など対策を講じ、付近の土地や作物に被害が生じないようにしますとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
歌 津	
議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 9 番について説明します。6 月 26 日、借受人立ち会いのもと現地調査しました。貸付人には電話で確認しております。申請

平 方	地は、東郷地区益安で、ＪＡはまゆう機械センターから平山方面へ進み、東九州自動車道のボックス暗渠横の借受人の現場事務所隣の３筆の畑です。借受人は作業場及び資材置場用地として使用する予定です。申請地は農振農用地ですが、現在荒廃地で大型重機でないと整地出来ないような農地です。シラス等で整地し使用した後は畑の状態で返すとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 10 番について説明します。6 月 24 日、譲受人に電話確認し申請代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区富士で、日南富士トンネルと小目井川周辺に点在する原野です。譲渡人が相続した昭和 14 年頃から既に原野となっており、贈与するにあたり地目が農地であることが判明し今回の申請となりました。譲受人は林業に携わっており、所有権移転後は山林として管理していくとのことです。造林計画書、理由書も添付されております。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
稲 山	はい、議長。10 番稲山です。
議 長	はい、10 番稲山委員。
稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 9 番について質問します。農地区分が農振農用地になっていますが、所有権移転や使用貸借権は農業関係でなくても出来るのでしょうか。農振農用地は農業用施設の場合利用できるのですが、これは建設業の関係のようですね。
議 長	事務局お願いします。
事務局	はい、これは東九州自動車道工事に伴う一時転用となっております。先ほど平方委員の説明にもあったとおり、現場事務所が設置されております。その現場事務所の資材置場、作業用道路を確保したいということでの申請です。農振農用地でも条件が合えば一時転用は可能です。
議 長	よろしいでしょうか
稲 山	はい、わかりました。
議 長	他に質疑はありませんか。

山 口	はい、議長。16 番山口です。
議 長	はい、16 番山口委員。
山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について質問します。今回、現地確認に行った際には既に杉が伐採されていました。今回は重機の後があったので現地まで行けましたが、もしこれが伐採されていない状態で確認に行く場合、道もないどこから行ったらいいかわからないようなことがあるのではないかと思います。そのような場合でも、現地まで行かなければならないのでしょうか。70 歳を超えているとあのような山には登れませんよ。今回は現地確認に丁度、県と市の調査にも来ておられたので、頂上まで行けない場合はどうするのですかと県の方に聞きましたら、周囲から写真を撮って、確認するとも言われていました。皆さんは、どのように調査されるんですか。歩いてそこまで行くんですか。道路もないのですよ。
議 長	そこは、一番調査が多いと思われる向高委員にお聞きします。
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。私は現地まで行っております。
議 長	向高委員は行かれるということですが、事務局の見解はどうですか。
事務局	はい、そのような場合は、始末書に現地写真を添付させていますので、必ず誰かが現地まで行っているということになります。本人申請、代理人申請であっても、現地までたどり着いているということになりますので、連絡を取り合って調査をお願いいたします。
山 口	この写真は、伐採後の写真ですよ。杉が立っているときに皆さん行きますか。年齢を考えた時に行けますか。夏場だったら参りますよ。
議 長	確かにそういうこともありますので、皆様の申請書には航空写真も付いています。なるべく近くまで行って、航空写真や地番図を見合わせて、ああこら辺りだなと判断していただきたいと思います。
事務局	調査の方をよろしくお願いいたします。
会 長	健康にはくれぐれも気を付けていただき、調査の方をよろしくお願いいたします。そのほか質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10 : 49	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について報告願います。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 1 番について説明します。6 月 24 日、譲渡者に電話確認し、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪地区で、大窪神社から北に 1.5 km の柑橘園地帯の一画です。譲渡者は団体職員で、令和 3 年に父親が亡くなられ、休日を利用し柑橘園約 1ha の管理をされていますが、申請地は面積が小さく離れた土地であるため、相続後すぐに隣接する柑橘園を経営する譲受人に管理を依頼しておられました。譲受人は、大規模に柑橘園を経営しておられます。今回、譲渡人より相談され購入することにしたようです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 2 番について説明します。6 月 24 日、譲渡者、譲受者に電話確認し現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校前より約 300m 串間方面へ進み左折し 200m 程進み右折し 1 km 進んだ所の水田です。波平瀬集落と原向集落の間になります。譲渡者は、高齢で後継者もないため今回の申請となったようです。譲受人は、ハウスきゅうりと水稻を栽培されている農家です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
10 ; 52	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について 10 件の審議をお願いします。それでは受付番号 1 番、2 番について報告願います。

平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号1番、2番について説明します。6月26日、現地確認しました。申請地は、東郷地区殿所で、東郷橋から殿所方面へ向い右手の農道を300m以内にある2ヶ所の農地です。1ヶ所は8筆が1枚の田になっています。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5番杉本です。受付番号3番について説明します。6月24日、現地確認し貸付者聞き取り調査しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、消防細田分団詰所から東の方向に100m進んだハウス団地の一画です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番から6番について担当委員より報告願います。
作 本	はい、4番作本です。受付番号4番から6番について名義は違いますが関連していますので一括して説明します。受付番号4番、5番、6番合計12筆は隣接しており、一昨年まで受付番号6番の貸付者が管理していましたが、体調を崩され他の方にすべて管理を任されることになり、今回中間管理機構を通しての契約となりました。申請地は、細田地区萩之嶺で、下塚田から大窪地区仮屋に繋がる県道3号線の峠付近から東に約500m登った樹園地です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号7番、8番について担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号7番、8番について説明します。まず、受付番号7番の申請地は、北郷町大藤で、北大藤バス停の近くです。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。 次に、受付番号8番の申請地は北郷町大藤で、大藤パークゴルフ場前の道路を挟んだ田です。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号9番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7番田中です。受付番号9番について説明します。6月24日、貸付者に電話確認しました。申請地は、南郷町潟上で、潟上小学校から串間方面へ県道を約10km程進んだ潟上上地区の大牟礼

田 中	公民館周辺にある３筆の農地です。貸付者は昨年までコシヒカリを作付けされていましたが、体調を崩し離農され今回の申請となったようです。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番について担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 10 番について説明します。6 月 28 日、貸付者に連絡し現地確認しました。申請地は、南郷町榎原で、札ノ尾地区ふれあいセンター周辺に広がる果樹園の一画です。貸付者は、今後農業はされないとのこと。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です
議 長	ただ今の、各担当委員のから農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
平 賀	はい、議長。18 番平賀です。
議 長	はい、18 番平賀委員。
平 賀	はい、18 番平賀です。受付番号 10 番について質問します。登記簿面積と貸付面積が違ってありますがどういうことでしょうか。
議 長	事務局お願いします。
事務局	はい、まず、内容が解りづらい標記をしてしまい申し訳ございません。こちらは、審議依頼元の農政課に確認した所、貸付面積は一筆中の一部分ということでしたので、今後は貸付面積の上に、内何㎡と記載し、添付する地図につきましても表示の工夫をして参りたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	よろしいでしょうか
平 賀	はい。わかりました。
議 長	その他、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。

11:01	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。6月25日、現地調査しました。申請地は、飢肥地区楠原で、国道220号線沿い山ノ口交差点を酒谷方面へ約500m進んだ左手の山林です。登記地目は、田と畑になっていますが、山林化しており農地として復元するのは困難であると判断しました。周囲も山林化しており問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。6月26日に、所有者の娘さん立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区松永で、県道27号線沿いの松永交差点を北郷方面へ進み右側の清掃会社周辺です。登記地目は田ですが、現況は竹林や雑木等が生茂っています。所有者は数年前に相続してから耕作は行っておりません。農地として復元するのは困難であると判断しました。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたが、事務局から別途説明事項があるそうですので願います。
	事務局	はい、先月の総会で稲山委員よりご質問がありました農地法3条の下限面積撤廃に伴う農業委員会における規約等の設定が出来ないかというご質問についてですが、国、県に問い合わせを行いました。回答の方は、数年間耕作を行うなど将来における農地転用や権利移動、設定を制限することは農地法第3条から第5条に照らして適当ではないという回答をいただきました。一方で営農計画の提出や周辺の農地の利用に迷惑をかけない等の意思を確認することにより要件適合の様子を確認できるという回答でした。つまり、年数等で規約等の設定は出来ない、適切でないということで、取得時に計画書や申請人への聞き取りで判断せざるを得ない

11:09	事務局	ということになります。この問題に対しては、新規参入者を増やす目的で改正されましたが、全国から色々な問い合わせがあるようです。
	稲山	取得してすぐに転用してもいいということですか。
	事務局	3条で取得した時に、そういうことが、見え隠れしていても、そこで申請を受け付けないとか、許可が出来ないという判断は出来ないということです。申請者本人がそこで耕作をする、やっていくという意思表示があれば許可せざるを得ないということです。
	会長	これは、先ほどの1年1耕作ということに繋がっていくと思います。法の方が優先しますので、市が単独で条例等を設定するというのは出来ないと思います。全国農業委員会会長大会の時もこの問題と、農地を利用して太陽光施設を作る問題について問題提起がありました。今後、どこでどのように法律が変わってくるのかはわかりませんので、全国農業新聞等の情報にも注視していただければと思います。その他、ご質問はありませんか。
	議長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。
11:13	事務局	《報告事項》
		以上で総会の全てを終了します。

第25回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 久彦

署名委員

歌津 芳秋

井上 英明